

審 查 請 求 書

埼玉県知事 大野 元裕 殿

下記のとおり、行政不服審査法第 19 条の規定に基づき、審査請求をいたします。

記

1 審查請求人

〒336-0024 埼玉県さいたま市南区根岸 5-4-6-305

エイチティトレーディング株式会社

代表取締役 土屋 肇

電話：048-862-9473（携帯：090-5772-6298）

Email: hajime_tsuchiya@jcom.zaq.ne.jp

2 審査請求に係る処分

令和 8 年 7 月 17 日付け新産第 336 号「公文書不開示決定通知書」による、埼玉県情報公開条例に基づく公文書開示請求（令和 8 年 7 月 3 日付け）に対する不開示決定処分（以下「原処分」という。）。

3 処分があったことを知った年月日

令和8年7月17日

4 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、改めて、請求人が令和 8 年 7 月 3 日に開示を請求した公文書について、埼玉県情報公開条例に従い、全部又は部分開示をする決定を求める。

5 審査請求の理由

(1) 本件開示請求の内容と原処分

請求人は、令和 8 年 7 月 3 日、令和 8 年度埼玉県新技術・新製品開発支援補助金（以下「本補助金」という。）の審査に関して、次の公文書の開示を請求した。

- ① 公募要領に記載された審査項目（7 項目）に関する、全審査委員の個別の採点結果、評価点数及び具体的な記述式評価コメント
- ② 事務局担当者が不採択の主要因として口頭説明した「経営評価」に関する、具体的な審査基準、配点、評価項目及び請求人に対する具体的な評価・採点根拠
- ③ 当該「経営評価」及び「内部審査要領」の制定・決裁に関する文書、並びにこれらを公募要領に明記しなかった理由が記された内部資料
- ④ 本補助金全体の採択・不採択を決定した際の起案文書・決裁文書、審査期間中に発生した事務的過失（他社名・担当者名の誤送信等）に関する調査・確認記録、及び当該過失が審査データの正確性等に影響を与えていないことを確認した記録

これに対し、処分庁は、埼玉県情報公開条例第 14 条第 2 項の規定により、特定の法人が本補助金に応募し、審査を受けたという事実の有無を明らかにすることにより、法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、同条例第 13 条に基づき、公文書の存否そのものを明らかにしない方法による原処分を行った。

（2）存否応答拒否の要件を満たしていないこと

埼玉県情報公開条例第 13 条の存否応答拒否は、公文書の存否を明らかにすること自体によって不開示情報を開示することとなる場合に適用される制度であり、例外的な取扱いである。本件では、請求人自身について本補助金に応募し、審査を受け、不採択となった事実は、処分庁自身の通知・回答・公表等により既に明らかになっている。

処分庁は、令和 8 年 6 月 30 日、請求人に対し「新産第 312-49 号」により不採択決定を通知している。また、令和 8 年 7 月 23 日付け新産第 344 号により、請求人代理人弁護士宛ての要望書に対する回答書を発出し、本補助金の審査プロセスについて具体的に説明している。さらに、令和 8 年 7 月 31 日には採択事業者を正式に発表しており、請求人が採択対象に含まれていないことから、請求人が不採択となった事実は対外的にも明らかになっている。

したがって、少なくとも請求人自身に関する審査・不採択の事実について、これをさらに「存否応答拒否」により秘匿する必要性は乏しい。特に、本件請求には、請求人自身の評価・採点根拠だけでなく、審査基準、内部規程、制定・決裁文書、事務的過失に関する確認記録等も含まれているため、これらを一律に存否応答拒否とすることの適法性について、文書ごとの個別判断が必要である。

（３）公募要領に記載されていない「経営評価」と埼玉県行政手続条例第５条との関係

本件で特に重要なのは、令和８年６月３０日の面談（録音記録あり）において、処分庁担当者から、不採択の主要因として「経営評価（内部４項目）」が説明され、当該評価が公募要領に記載されていない旨の説明があったことである。

さらに、同面談において、担当者は「技術面等の審査７項目は採択ラインに達しており、他社と遜色ない」と説明している。すなわち、公開された審査項目については採択ラインに達していた一方、公募要領に記載されていない内部の「経営評価」が不採択の主要因となったとの説明である。

行政庁が申請に対する処分をするための審査基準を定める場合、その基準の設定・公表については、埼玉県行政手続条例第５条が重要な規律となる。埼玉県自身も同条例第５条に基づき、個別の許認可等について審査基準を明示する運用を行っている。

したがって、仮に本件補助金の採否判断において、公募要領に記載されていない「経営評価」が実質的な審査基準として用いられていたのであれば、①その評価項目・配点・判断基準がどのように設定されたのか、②いつ、誰が、どのような権限・手続で決定したのか、③公募要領に記載・公表しなかった理由は何か、④その評価が最終的な不採択判断にどのように用いられたのか、を確認する必要がある。

これは、単なる結果への不満ではなく、審査基準の設定及び公表の適法性・相当性を検証するために必要な事項である。したがって、当該「経営評価」に関する基準、内部審査要領、制定・決裁文書等は、本件審査請求において極めて重要な開示対象である。

以上から、当該「経営評価」が埼玉県行政手続条例第５条に抵触する可能性についても、審査請求における重要な確認事項として明示的に主張する。

（４）令和８年６月１２日の誤送信と個人情報保護法第６６条・第６８条との関係

本件では、令和８年６月１２日、補助金審査に関連するやり取りの最中に、処分庁事務局から請求人宛てのメールに、他の応募者の会社名及び担当者名が誤って記載・送信される事案が発生した。

この事案については、単なる事務上のミスとして処理するのではなく、行政機関等における保有個人情報の安全管理措置を定める個人情報の保護に関する法律第６６条との関係で、どのような安全管理措置が講じられていたのか、なぜ誤送信が発生したのか、発生後にどのような事実確認・影響評価・再発防止措置が行われたのかを確認する必要がある。

また、同法第６８条は、一定の類型に該当し、個人の権利利益を害するおそれ大きい漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態について、個人情報保護委員会への報告等を定めている。本件について第６８条の報告対象に該当するか否かは、漏えいした情報の内容、人数、漏えい先、影響

その他の具体的事情を踏まえて判断されるべき事項であり、現時点で請求人がその違反を確定的に主張するものではない。

しかし、少なくとも、処分庁が本件誤送信についてどのような事実確認及びリスク評価を行い、第 66 条の安全管理措置との関係をどのように検討し、第 68 条の報告対象に該当しないと判断したのであれば、その判断をどのような根拠に基づいて行ったのかは、本件審査に関係する重要な確認事項である。

特に、本件開示請求④において求めた「事務的過失に関する調査報告及び当該過失が審査データの正確性に影響を与えていないことを確認した記録」について、これらの文書が存在するのであれば、その存否及び開示可能な部分について個別に判断されるべきである。

以上から、令和 8 年 6 月 12 日の誤送信については、個人情報保護法第 66 条及び第 68 条との関係を含め、処分庁がどのような安全管理、事実確認、リスク評価及び再発防止措置を行ったのかを確認するためにも、関連する公文書の開示可能性を具体的に審査すべきである。

（５）埼玉県行政手続条例第 8 条に関する重要な確認事項

本件補助金の不採択決定については、令和 8 年 7 月 9 日付けで代理人弁護士から埼玉県知事宛てに提出した要望書において、埼玉県行政手続条例第 8 条に定める理由提示の在り方について、既に具体的な問題を指摘している。

同要望書においては、本件不採択決定の主因とされた「経営評価」について、申請者に公表されていた公募要領には記載されていない評価項目が用いられていること、また、県担当者である宮崎氏自身が、その具体的な評価内容及び不採択理由について十分に把握・説明できない旨を述べていることを指摘した。

特に、宮崎氏は、本件協議において、具体的な不採択理由についてその場では回答できず、改めて審査員に確認する旨を説明している。この点は、本件不採択決定において、申請者に対していかなる具体的事実及び評価を理由として拒否処分を行ったのかという、行政手続上の重要な問題を生じさせるものである。

ところが、令和 8 年 7 月 23 日付けの埼玉県からの回答書（新産第 344 号）においては、上記要望書において具体的に指摘した埼玉県行政手続条例第 8 条に関する問題について、実質的な回答がなされていない。

したがって、本件不採択決定について、埼玉県行政手続条例第 8 条との関係で、どのような理由提示がなされ、当該理由が具体的にどのような事実及び評価に基づくものであるのかについて、改めて確認される必要がある。

また、本件情報公開請求において請求人が求めている審査資料、評価資料その他の関連公文書は、まさに上記の不採択理由及びその理由提示の適否を確認するために必要となる資料である。

したがって、県が本件審査資料等について「存否を明らかにすること自体ができない」とするのであれば、その不開示・存否応答拒否の根拠が、本件不採択決定に関する理由提示の適否を確認する必要性を踏まえてもなお妥当するのかについて、慎重な審査を求める。

なお、請求人は、本項において現時点で本件不採択決定が当然に違法であると断定するものではない。しかし、少なくとも、行政手続条例第8条との関係で重大な確認事項が存在しており、その具体的な理由及び審査過程を検証するための資料について、単に審査結果であることを理由として一律に不開示とすることには、十分な検討を要する。

(6) 令和8年7月27日の [] 側の説明及び県による議員への説明との整合性について

本件では、令和8年6月12日に県が本件とは別の申請者に関する情報を誤送信した事実が存在する。

その後、県は関係者への説明・謝罪等を行った旨を説明しているが、令和8年7月27日に請求人が当該情報の送信先であった [] の関係者に直接確認したところ、同社側からは、県から当該誤送信について事前に通知・説明・謝罪を受けたとの認識とは整合しない説明がなされており、その通話内容について請求人は録音記録を保有している。

さらに、令和8年8月7日に県が県議会議員に対して「6月15日に謝罪済み」と説明した旨についても、上記録音及び関連資料との整合性について確認を要する状況となっている。

請求人は、現時点で県が意図的に虚偽の説明をしたと断定するものではない。しかしながら、県による説明と客観的な記録との間に重要な整合性の問題が生じている以上、本件不開示決定の前提となった事実関係及び誤送信後の調査・対応状況について、審査会において十分に確認される必要がある。

特に、請求人が開示を求めている「誤送信に関する調査記録」等について、県がどのような調査を行い、いつ、誰に対して、どのような説明・謝罪を行ったのかは、本件不開示決定の適法性及び妥当性を判断する上でも重要な事項である。

よって、これらの事実関係及び関連する公文書についても、単に県の説明のみを前提とするのではなく、客観的資料との整合性を含めて審査されたい。

(7) 開示によって害される具体的利益についての検討が不十分であること

原処分は、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを理由としているが、本件各請求事項のうち、特に審査基準、配点、内部審査要領の制定・決裁、事務的過失に関する調査・確認記録等について、これらの文書の存否を明らかにすること自体が、請求人又は第三者のどのような具体的利益をどのように害するのかについて、十分な具体的説明がない。

仮に第三者の法人情報等が含まれる部分が存在する場合であっても、第三者情報等の必要な部分を除外し、それ以外を部分開示することが可能かについて検討すべきである。

(8) 本件各文書について個別判断及び部分開示を求めること

本件各請求事項には、①請求人自身に関する審査・評価情報、②審査制度・内部規程に関する行政内部情報、③第三者に関する情報が含まれる可能性のある文書、④事務的過失及び個人情報の取扱いに関する調査・確認記録等、性質の異なる文書が含まれている。

したがって、仮に一部の文書又は情報について不開示とすべき事情があるとしても、文書全体について一律に存否応答拒否とするのではなく、条例上の不開示事由との関係を文書ごと・情報ごとに具体的に検討し、第三者情報等の必要な部分を除いた部分開示が可能かについても検討すべきである。

特に、請求人自身の評価・採点根拠、審査基準の制定・決裁過程、内部審査要領、事務的過失に関する確認記録等については、それぞれ情報の性質が異なるため、一括して存否応答拒否とするのではなく、個別の文書ごとに判断することを求める。

(9) 結論

以上のとおり、原処分は、存否応答拒否の適用要件について十分な検討を欠き、また、本件各請求事項の性質の違いを考慮した個別判断及び部分開示の可能性について十分に検討していない疑いがある。

さらに、本件には、公募要領に記載されていない「経営評価」が不採択の主要因とされたとの説明、埼玉県行政手続条例第5条との関係で確認すべき審査基準の設定・公表の問題、及び令和8年6月12日の誤送信について個人情報保護法第66条及び第68条との関係で確認すべき安全管理・報告判断等の問題が存在する。これらを客観的に検証するためにも、関連する公文書へのアクセスは重要である。

よって、原処分を取り消し、改めて本件開示請求について、文書ごと・情報ごとの不開示事由を具体的に検討した上で、全部又は部分開示をする決定を求める。

6 処分庁の教示の有無及びその内容

原処分（新産第 336 号）には、「この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができる」旨の教示があった。

7 添付書類

- ① 令和 8 年 7 月 17 日付け新産第 336 号「公文書不開示決定通知書」の写し
- ② 令和 8 年 7 月 9 日付け代理人弁護士からの「要望書」の写し
- ③ 令和 8 年 7 月 23 日付け新産第 344 号回答書の写し
- ④ 令和 8 年 6 月 30 日の面談に関する録音記録又はその反訳書（【審査請求 添付証拠資料】
録音反訳書（文字起こしデータ））
- ⑤ 令和 8 年 7 月 27 日の[REDACTED]との会話反訳書（文字起こしデータ）
- ⑥ 令和 8 年 8 月 7 日の県による議員説明に関する資料

以上

令和 8 年 9 月 16 日

審査請求人 エイチティトレーディング株式会社

代表取締役 土屋 肇 印

埼玉県知事 大野 元裕 殿

